

第 号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例

宝塚市営霊園永代管理料基金条例（平成29年条例第26号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の宝塚市営霊園永代管理料基金条例の規定より積み立てられた基金の残額は、宝塚市営霊園運営基金（宝塚市営霊園運営基金条例（平成29年条例第27号）第1条に規定する宝塚市営霊園運営基金をいう。）に積み立てるものとする。

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例の概要

1. 基金概要

(1) 名称

宝塚市営霊園永代管理料基金

(2) 設置日

平成29年7月7日(平成29年条例第26号宝塚市営霊園永代管理料基金条例)

(3) 目的

平成29年度の一部改正前の宝塚市営霊園条例第10条の2(以下、旧条項)の規定により使用区画返還の際に使用者に還付される永代管理料還付金に充てるため。

2. 廃止日

令和6年6月1日

3. 廃止理由

平成29年度の宝塚市営霊園条例改正以降、市営霊園の使用許可を得た使用者は毎年度管理料を納付することとなっているが、平成15年度以前に募集した長尾山霊園及び西山霊園の使用者は、永代管理料として使用許可の際に一括で納付していた(平成16～28年度は募集を行っていない)。

既納の永代管理料は、旧条項により「当該管理料の20分の1に使用許可日を受けた日以降の使用年数(1年未満は、1年とする)を乗じて得た額を控除した額を還付する」とされていることから、使用許可日から20年経過以降は還付の対象外となる。

以上のことから、平成15年度募集から20年が経過した令和5年度を以って全ての使用者が永代管理料還付の対象外となり、基金の役割が果たされたことから、条例の廃止を行う。

4. 廃止時点の基金残高の処理

基金の残高は現在運用中であることから、運用期間が終了した後に残高を「宝塚市営霊園運営基金」に積み立てたうえで、条例を廃止することとする。